

第2部 災害時応急対策計画

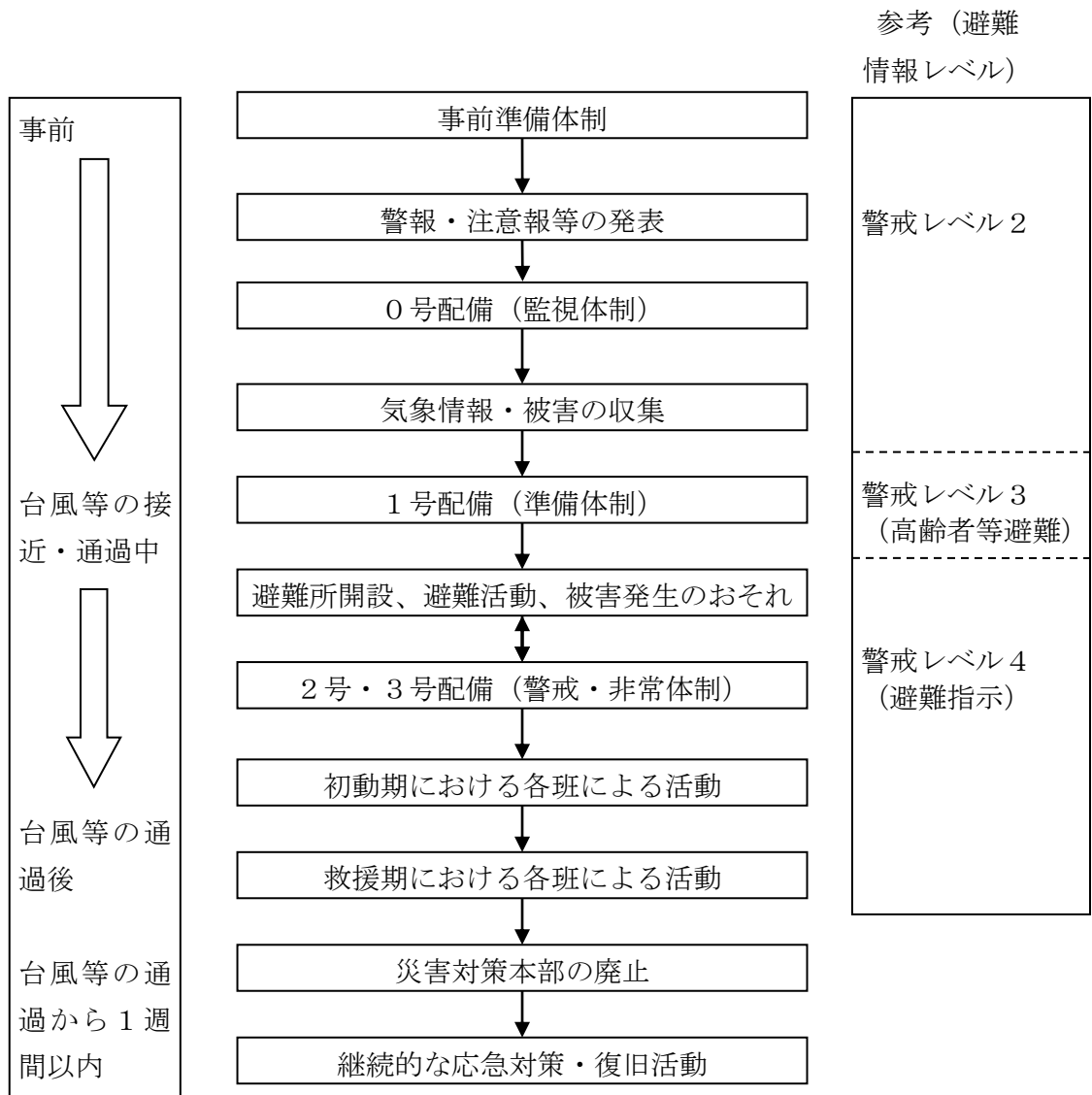
第1章 応急対策活動体制

第1節 応急活動の流れ

風水害は、突発的に起こる地震災害と異なり、気象予報技術の向上により、ある程度事前に体制を整えることが可能である。

2・3号配備（警戒・非常体制）が必要となる指定避難所の開設や災害の発生における町災害対策本部の設置及び廃止の流れは、おおむね次のとおりである。

■応急活動の流れ



第2節 各課の役割分担と期別の分担業務

第1 各課の役割

各課の初動期・救援期の応急活動における班体制は、次のとおりである。

平常時の職制	台風等の接近通過時・救援期
町長	本部長
副町長・教育長	副本部長
参事・企画政策課長・総務課長・総合窓口課長・税務課長・福祉介護課長・子育て健康課長・街づくり推進課長・産業振興課長・環境上下水道課長・学校教育課長・会計管理者・議会事務局長・防災安全課長・防災安全課防災担当 上記の者のほか担当課長を含む 消防団長・消防団副団長・交通指導隊長	本部員
防災安全課長	災害対策本部事務局長
防災安全課	本部班（班長：防災安全課長）
企画政策課	広報情報班（班長：企画政策課長）
総務課	総務班（班長：総務課長）
財務課	財務班（班長：財務課長）
総合窓口課・税務課・出納室	税務住民班（班長：総合窓口課長）
福祉介護課	福祉班（班長：福祉介護課長）
子育て健康課	保健班（班長：子育て健康課長）
街づくり推進課	計画整備班（班長：街づくり推進課長）
産業振興課	産業班（班長：産業振興課長）
環境上下水道課	環境水道班（班長：環境上下水道課長）
学校教育課・生涯学習課	教育班（班長：学校教育課長）
議会事務局	渉外班（班長：議会事務局長）
消防団	消防団
交通指導隊	交通指導隊

※福祉介護課、子育て健康課の保健師と社会福祉士は、それぞれの専門技術、知識を行使できるよう臨機応変に編成する。

第2 分担業務

■風水害時の応急復旧分担業務

※風水害時の時系列対応の目安

台風・集中豪雨等の接近・通過中

台風・集中豪雨等の通過後

救援期：台風・集中豪雨等の通過後から1週間以内

復旧復興期：救援期以降の復旧復興対策に重点を置く期間

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
本部長 (町長) 副本部長 (副町長・教育長)	1 重要事項の意思決定に関する事	○		
	2 災害対策本部の設置の決定に関する事	○		
	3 避難指示の決定に関する事	○		
	4 自衛隊、県等の派遣要請の決定に関する事	○		
	5 災害対策本部の廃止の決定に関する事			○
本部員 (参事、企画政策課長、 総務課長、財務課長、総 合窓口課長、税務課長、 福祉介護課長、子育て健 康課長、街づくり推進課 長、産業振興課長、環境 上下水道課長、学校教育 課長、生涯学習課長、	1 災害対策本部の設置決定の支援に関する事	○		
	2 重要事項の意思決定の支援に関する事	○		
	3 各部門の統括に関する事	○	○	○
	4 災害対策本部の廃止決定の支援に関する事			○
	5 その他本部長の命ずる事項に関する事	○	○	○

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
会計管理者、議会事務局長、防災安全課長、防災安全課防災担当 上記の者のほか担当課長を含む 消防団長、消防団副団長、交通指導隊長)				
災害対策本部事務局長 (防災安全課長)	1 災害対策本部の設置決定の支援に関する事	○		
	2 災害対策本部の運営に関する事	○	○	○
	3 本部会議の開催・運営に関する事	○	○	○
	4 災害対策本部の廃止決定の支援に関する事			○
	5 その他本部長の命ずる事項に関する事	○	○	○
各課（班）に共通する事務	1 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関する事	○		
	2 所管する施設が指定避難所等として開設された場合の協力に関する事	○	○	
	3 各課（他班）との総合調整（応援・協力）に関する事	○	○	○
	4 町民要請への窓口対応への協力に関する事	○	○	○
	5 職員・来庁者の救助・搬送に関する事		○	
	6 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事		○	
	7 所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関する事		○	
	8 町内被害状況の情報収集への協力に関する事		○	
	9 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事		○	
	10 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事		○	

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
	11 住家被害状況の調査への協力に関する事		○	
	12 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事		○	
	13 初期消火及び人命救出への協力に関する事		○	
	14 二次災害の防止への協力に関する事		○	
	15 り災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関する事		○	○
	16 災害救助法の運用に関する事		○	
	17 被災者生活再建支援法の適用等への協力に関する事		○	○
	18 被災者生活相談への協力に関する事		○	○
	19 その他本部長の命ずる事項に関する事	○	○	○
本部班 (防災安全課)	1 災害対策本部の設置準備に関する事 【広報情報班・総務班・財務班・渉外班と合同】	○		
	2 災害対策本部の運営に関する事 【広報情報班・総務班・財務班・渉外班と合同】	○	○	○
	3 各班との連絡調整に関する事 【広報情報班・総務班・財務班・渉外班と合同】	○	○	○
	4 県との連絡調整に関する事	○	○	○
	5 防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事	○	○	○
	6 気象、災害情報の収集、分析に関する事【広報情報班と合同】	○	○	
	7 被害の取りまとめに関する事【広報情報班と合同】	○	○	
	8 防災行政無線等、通信機器全般に関する事【広報情報班と合同】	○	○	○
	9 情報収集伝達全般に関する事【広報情報班と合同】	○	○	○
	10 被害報告作成に関する事【広報情報班と合同】	○	○	○

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
	11 消防団の出動、活動、連絡調整に関すること	○	○	○
	12 交通指導隊の出動、活動、連絡調整に関すること	○	○	
	13 自主防災組織との連絡調整に関すること	○	○	○
	14 災害対策本部の設置、配備体制、指定避難所等の開設を判断するための気象、災害情報に関すること	○	○	
	15 指定避難所開設時の感染症自宅療養者への連絡調整に関すること	○	○	
	16 高齢者等避難、避難指示の発令に関すること。	○		
	17 応急対策の特命事項に関すること	○	○	○
	18 災害対策実施の総括に関すること	○	○	○
	19 自衛隊、県等の派遣要請に関すること		○	
	20 災害救助法の要請に関すること		○	
	21 応急復旧計画調整に関すること			○
	22 激甚災害の指定手続きに関すること【総務班と合同】			○
	23 その他災害対策全般に関すること	○	○	○
広報情報班 (企画政策課)	1 災害対策本部の設置準備に関すること 【本部班・総務班・財務班・渉外班と合同】	○		
	2 災害対策本部の運営に関すること 【本部班・総務班・財務班・渉外班と合同】	○	○	○
	3 各班との連絡調整に関すること 【本部班・総務班・財務班・渉外班と合同】	○	○	○
	4 気象、災害情報の収集、分析に関すること【本部班と合同】	○	○	
	5 防災行政無線等、通信機器全般に関すること【本部班と合同】	○	○	○
	6 町ホームページの緊急情報に関すること	○	○	

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
	7 情報収集伝達全般に関すること【本部班と合同】	○	○	○
	8 報道機関に対する情報の提供その他連絡に関すること	○	○	○
	9 鉄道、バス等交通機関の運行状況把握に関すること	○	○	○
	10 自主防災組織との連絡調整に関すること【本部班と合同】	○	○	○
	11 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること	○	○	○
	12 本部長、副本部長の秘書に関すること	○	○	○
	13 被害の取りまとめに関すること【本部班と合同】		○	
	14 災害記録写真の撮影に関すること		○	○
	15 災害視察等に関すること		○	○
	16 被害報告作成に関すること【本部班と合同】		○	○
	17 復興計画の策定に関すること【総務班と合同】			○
総務班 (総務課)	1 災害対策本部の設置準備に関すること 【本部班・広報情報班・財務班・渉外班と合同】	○		
	2 災害対策本部の運営に関すること 【本部班・広報情報班・財務班・渉外班と合同】	○	○	○
	3 各班との連絡調整に関すること 【本部班・広報情報班・財務班・渉外班と合同】	○	○	○
	4 職員・家族等の安否確認、職員参集状況の全体把握に関すること	○	○	
	5 車両の調達及び配車に関すること	○	○	○
	6 緊急輸送に関すること	○	○	○
	7 派遣された自衛隊、県、他市町村職員、防災関係機関の受入準備に関すること	○	○	○
	8 職員の人員調整及び健康管理に関すること	○	○	○

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
	9 安否電話、災害問い合わせへの対応に関する事	○	○	○
	10 町民要請への窓口対応に関する事【税務住民班と合同】	○	○	○
	11 電算・情報システムの管理に関する事	○	○	○
	12 職員の医療救護及び公務災害に関する事	○	○	○
	13 職員の給食に関する事	○	○	
	14 災害時の職員の厚生に関する事	○	○	○
	15 受援体制確保の統轄に関する事		○	○
	16 派遣された自衛隊、県、他市町村職員、防災関係機関の受入れに関する事		○	○
	17 り災者台帳の整備、り災証明書の発行に関する事		○	○
	18 従事命令、協力命令の事務に関する事		○	○
	19 国・県に対する陳情に関する事			○
	20 激甚災害の指定手続きに関する事【本部班と合同】			○
	21 復興計画の策定に関する事【広報情報班と合同】			○
	22 公務災害補償に関する事			○
財務班 (財務課)	1 災害対策本部の設置準備に関する事 【本部班・広報情報班・総務班・渉外班と合同】	○		
	2 災害対策本部の運営に関する事 【本部班・広報情報班・総務班・渉外班と合同】	○	○	○
	3 各班との連絡調整に関する事 【本部班・広報情報班・総務班・渉外班と合同】	○	○	○
	4 被災建築物及び宅地の応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動への協力に関する事	○	○	○

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
	5 庁舎の被害調査、応急危険度判定に関すること		○	
	6 町有財産の被害調査に関すること			○
	7 災害関係予算及び執行管理に関すること		○	○
	8 庁舎の応急復旧に関すること			○
	9 町有財産の応急復旧に関すること			○
税務住民班 (総合窓口課) (税務課) (出納室)	1 指定避難所等の被害調査及び開設に関すること	○		
	2 指定避難所等開設状況の確認、報告に関すること	○		
	3 指定避難所等の運営・支援に関すること	○	○	○
	4 指定避難所等運営状況の確認、報告に関すること	○	○	○
	5 町民要請への窓口対応に関すること【総務班と合同】	○	○	○
	6 遺体の収容、処理、埋火葬に関すること		○	○
	7 義援金品の受付準備に関すること		○	
	8 義援金の受付、保管、配分に関すること		○	○
	9 り災証明書発行に伴う住家被害状況の調査に関すること		○	
	10 被災者台帳の作成に関すること		○	○
	11 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること		○	○
	12 住基・戸籍事務等に関すること		○	○
	13 町税の減免及び徴収猶予に関すること		○	○
	14 被災者生活相談の窓口に関すること【福祉班・保健班と合同】		○	○
	15 弔慰金、見舞金等の支払いに関すること			○
	16 応急仮設住宅の入居に関すること			○
	17 被災者生活再建支援法の適用申請に関すること			○

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
福祉班 (福祉介護課)	1 指定福祉避難所の被害調査及び開設に関すること	○		
	2 指定福祉避難所の開設状況の確認、報告に関すること	○	○	○
	3 指定福祉避難所の運営に関すること	○	○	○
	4 避難行動要支援者の支援に関すること	○	○	○
	5 福祉避難所に関すること	○	○	○
	6 福祉・介護施設の被害状況の把握に関すること		○	
	7 福祉・介護施設の応急復旧に関すること		○	○
	8 町営住宅入居者の安否確認及び被害調査に関すること		○	
	9 町営住宅の応急修理に関すること		○	○
	10 ボランティアの受入準備、調整に関すること		○	
	11 ボランティアの受入れ、活動場所等の調整に関すること		○	○
	12 被災者生活相談の窓口に関すること【税務住民班・保健班と合同】		○	○
保健班 (子育て健康課)	1 応急医療の需要、医療機関等の被害状況の把握に関すること	○		
	2 足柄上医師会、その他関係機関との連絡調整に関すること	○	○	○
	3 日赤活動との連絡調整に関すること	○	○	○
	4 感染症の予防、消毒に関すること	○	○	○
	5 子育て支援施設、学童施設等の被害調査に関すること	○	○	
	6 保育所、学童施設等利用者の保護及び安全確認、避難に関すること	○		
	7 医療機関等の応急復旧に関すること		○	○
	8 救護所の設置、医療救護活動に関すること		○	○
	9 医薬品、衛生材料の調達・配分に関すること		○	○
	10 保健師の派遣要請に関すること		○	○

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
	11 被災者の健康管理に関すること		○	○
	12 受傷被災者の調査に関すること		○	
	13 保育所等の被害状況の把握に関すること		○	
	14 保育所、子育て支援施設、学童施設等の応急復旧に関すること		○	○
	15 被災者生活相談の窓口に関すること【税務住民班・福祉班と合同】		○	○
計画整備班 (街づくり推進課)	1 県道の緊急連絡体制に関すること	○	○	
	2 交通規制に関すること	○	○	
	3 道路情報に関すること	○	○	
	4 緊急時交通路の確保体制に関すること	○	○	
	5 公園施設、緑地等の被害調査、応急復旧に関すること		○	○
	6 道路、橋梁、水路施設の被害調査、応急復旧に関すること		○	○
	7 重機による救出活動に関すること		○	
	8 応急給水活動に関すること【環境水道班と合同】		○	
	9 応急給水活動に関する情報伝達に関すること【〃】		○	
	10 緊急輸送路の確保に関すること		○	
	11 応急対策に必要な土木機械器具及び人員・資材等の確保及び動員・調達に関すること		○	○
	12 水道施設及び公共下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること		○	○
	13 応急仮設住宅の供給に関すること		○	○
	14 住宅の応急修理、障害物の除去に関すること		○	○
産業班 (産業振興課)	1 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること	○	○	○
	2 商工業の被害調査、災害対策に関すること		○	○

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
	3 農作物、農業用施設の被害調査、災害対策に関すること		○	○
	4 食料の調達・供給に関すること		○	
	5 生活必需品の調達・供給に関すること		○	
	6 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布の統轄に関すること		○	
	7 指定避難所等における応急物資の調整・配給及び炊き出しに関すること		○	
	8 災害救援物資の受入調整及び受入体制に関すること		○	
	9 災害対策物資の調達確保に関すること		○	○
	10 農業者、事業者に対する融資、支援に関すること			○
環境水道班 (環境上下水道課)	1 応急給水活動に関すること【計画整備班と合同】		○	
	2 応急給水活動に関する情報伝達に関すること【〃】		○	
	3 仮設トイレの設置に関すること		○	
	4 生活ごみ、し尿処理に関すること		○	
	5 清掃施設の被害調査及び応急対策に関すること		○	○
	6 災害廃棄物処理に関すること		○	○
	7 公害監視及び処理に関すること		○	○
	8 有害物質等の安全確保体制に関すること		○	○
	9 環境保全に関すること		○	○
	10 災害時の愛玩動物(ペット)対策(同行避難等)に関すること		○	
教育班 (学校教育課) (生涯学習課)	1 園児・児童・生徒の保護及び安全確認、避難に関すること	○		
	2 指定避難所等の開設、運営に関すること	○	○	
	3 指定避難所等の運営・支援に関すること	○	○	
	4 指定避難所等の運営状況の確認、報告に関すること	○	○	

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
	5 学校その他教育機関との連絡調整に関する事	○	○	○
	6 各社会教育団体との連絡調整に関する事	○	○	○
	7 教育施設の被害調査に関する事		○	
	8 社会教育施設の被害調査に関する事		○	
	9 教育施設の応急復旧に関する事		○	○
	10 社会教育施設の応急復旧に関する事		○	○
	11 園児・児童・生徒の教育体制の整備に関する事		○	○
	12 応急教育及び給食に関する事		○	○
	13 学用品の調達に関する事		○	○
	14 文教関係の義援金品の受理、配布に関する事		○	○
	15 文化財保護及び応急対策に関する事		○	○
	16 文教対策計画に関する事			○
渉外班 (議会事務局)	1 災害対策本部の設置準備に関する事 【本部班・広報情報班・総務班・財務班と合同】	○		
	2 災害対策本部の運営に関する事 【本部班・広報情報班・総務班・財務班と合同】	○	○	○
	3 各班との連絡調整に関する事 【本部班・広報情報班・総務班・財務班と合同】	○	○	○
	4 議会関係の連絡調整に関する事	○	○	○
	5 町議員の対応に関する事	○		
	6 緊急時議会対策に関する事	○	○	
	7 議会関係の視察、見舞等来町者の対応に関する事		○	○

班	分担業務	台風・集中豪雨等の接近・通過中	台風・集中豪雨等の通過後	
			救援期	復旧復興期
消防団	1 人命に係わる災害情報収集、報告に関する事	○	○	
	2 人命の救出及び救護活動に関する事	○	○	
	3 町民の避難誘導に関する事	○		
	4 火災（水害）の災害予防、警戒、防御に関する事	○	○	
	5 河川危険箇所等の警戒巡視に関する事	○	○	
	6 応急資機材の点検に関する事	○	○	
	7 町民への情報伝達・広報の協力に関する事	○	○	○
	8 死者及び行方不明者の捜索に関する事		○	○
	9 障害物除去作業の協力に関する事		○	○
	10 危険物等の措置に関する事		○	○
交通指導隊	1 人命に係わる災害情報の収集に関する事	○	○	
	2 避難、消火、救出活動時の交通誘導に関する事	○		
	3 交通規制の協力に関する事	○	○	
	4 道路情報に関する事	○	○	
	5 災害警備に関する事	○	○	
	6 交通危険箇所の調査に関する事		○	
	7 交通の安全確保に関する事		○	

第2章 応急対策活動

第1節 気象予警報等の受領・分析・伝達

本部班・広報情報班・総務班

<留意点>

大雨、台風において、どのような体制をとるか、応急対策を実施するか判断するためには、気象情報は非常に重要である。そのため、気象情報を迅速かつ的確に収集、整理する。

・気象情報について、全職員が正確に把握する。

<活動概要>

時期	活動の流れ	内容・項目	担当班
事前 初動対応期	第1 特別警報・警報・注意報の発表	・特別警報 ・警報 ・注意報 ・警報、注意報の伝達系統 ・気象・洪水に関する警報、注意報の伝達系統	本部班 広報情報班 総務班
	第2 警報事項の通知	・気象業務法に基づく警報事項の通知	
	第3 気象情報の発表		
	第4 竜巻注意情報の発表		
	第5 酒匂川洪水予報の発表		

<活動>

第1 特別警報・警報・注意報の発表

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象現象による災害が起こるおそれのある場合に県内の市町村ごとに特別警報、警報、注意報を発表し、町民や防災関係機関の警戒や注意を喚起する。

1. 特別警報

特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表する。

特別警報の種類は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報である。

2. 警報

警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報である。このうち、洪水を除く警報を「気象警報」と総称する。

地面現象及び浸水に関する警戒事項は、気象警報に含めて発表する。

3. 注意報

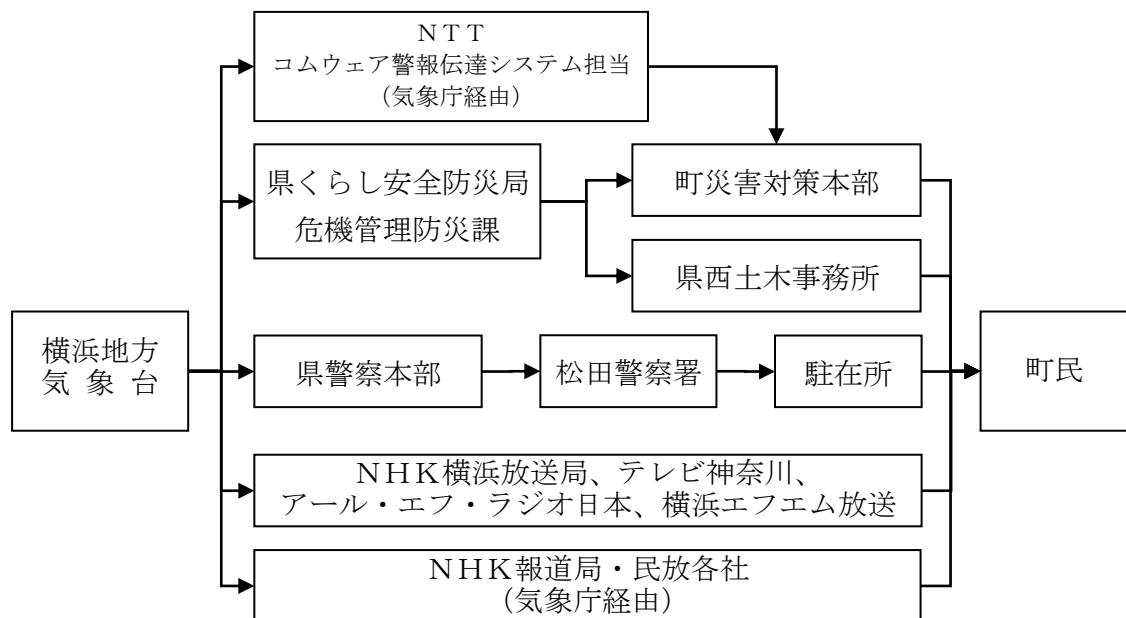
注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行う。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報及び洪水注意報である。このうち、洪水を除く注意報を「気象注意報」と総称する。

地面現象及び浸水に関する注意事項は、気象注意報に含めて発表する。

4. 警報、注意報の伝達系統

■気象・洪水に関する警報、注意報の伝達系統



第2 警報事項の通知

横浜地方気象台は、気象業務法第15条、同法施行令第7条に従い、県内防災関係機関に対して警報事項の通知を行う。

■気象業務法に基づく警報事項の通知

種 類	機 関 の 区 分	県 内 の 伝 達 機 関
気象警報	県	くらし安全防災局危機管理防災課
	日本放送協会	横浜放送局
	海上保安庁	第三管区海上保安本部 横浜海上保安部 横須賀海上保安部
	東日本電信電話株式会社	N T T コムウェア警報伝達システム担当
水防団活動における気象警報	県	くらし安全防災局危機管理防災課
	国土交通省	横浜国道事務所
	東日本電信電話株式会社	N T T コムウェア警報伝達システム担当

第3 気象情報の発表

横浜地方気象台は、気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、県気象情報として発表する。

また、県内で数年に一度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量が100mmを超えたとき）、横浜地方気象台は、「記録的短時間大雨情報」を発表する。

発表した情報は、警報や注意報に準じて関係機関に伝達する。

本町においては、静岡県 of 降雨状況が継続することが比較的多いため、静岡県の降雨情報にも注意する必要がある。

第4 竜巻注意情報の発表

横浜地方気象台は、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、竜巻注意情報を都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

第5 酒匂川洪水予報の発表

県と横浜地方気象台は、河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、共同して、酒匂川洪水予報を発表し、発表された警報や注意報に準じて関係機関に伝達する。

第2節 配備・動員

全班・本部班・広報情報班・総務班

<留意点>

迅速に応急活動を実施するため、災害の規模、被害の状況により、配備を決定するとともに、必要な人員を動員する。特に勤務時間外に風水害が発生した場合においても的確に動員できるよう基準等を明確にする。

- ・災害時の配備・動員体制について全職員が熟知すること。
- ・配備体制基準を全職員が熟知すること。
- ・参集時の気象・被害情報収集について、全職員が行うこと。

<活動概要>

時期	活動の流れ	内容・項目	担当班
事前 初動期	第1 配備体制の決定 ▼	・配備体制の基準	全班 本部班
	第2 配備体制の伝達 ▼	・配備体制の伝達系統	
	第3 職員の動員 ▼	・動員の人数 ・動員される職員 ・勤務時間内における動員 ・職員の留意点 ・勤務時間外における動員 ・参集時の職員の心得	
	第4 動員状況の確認 ▼		
初動期 救援期	第5 自主防災組織との連携 ▼	・自主防災組織との連携を図る活動	広報情報班
	第6 応援職員の要請 ▼		本部班 総務班
救援期 復旧期	第7 配備の解除		本部班

<活動>

第1 配備体制の決定

町長は、大型な台風が接近した場合や集中豪雨等により、風水害の被害の危険性があると予想される場合、次の基準に基づき、副町長、教育長、防災安全課長と協議の上配備体制を決定する。町長が不在の場合は、職制に従い最も上位の者が決定する。

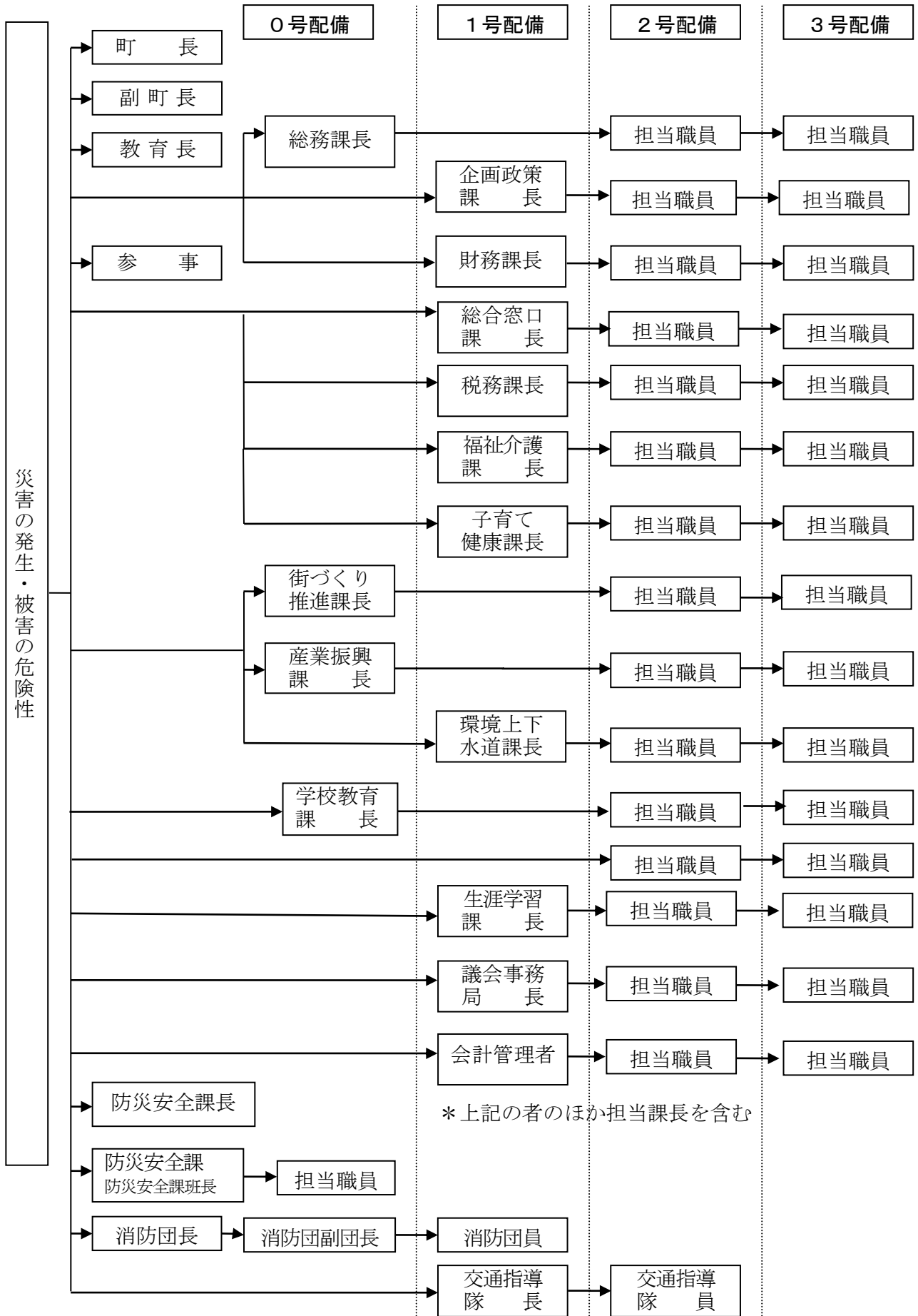
■ 配備体制の基準

配備体制	配備基準
事前準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0号配備から3号配備に係る警報、注意報等は発表されていないが、気象情報等から、町に大雨や洪水等に関する被害が予想される場合 (関係課による事前準備体制)
0号配備 (監視体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意報が警報に変わることが予想され、応急対策準備が必要なとき ・ 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報のいずれかが発表されたとき ・ 酒匂川の水位が水防団待機水位(1.4m)を超えることが見込まれるとき
1号配備 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれがあると本部長が判断したとき ・ その他町長が特に必要と認めたとき
2号・3号配備 (警戒・非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒匂川流域に洪水ハザードマップの想定雨量(1日総雨量530mm)相当の降雨が見込まれるとき ・ 特別警報の発表が見込まれるとき ・ 指定避難所の開設が見込まれるとき ・ その他町長が特に必要と認めたとき

第2 配備体制の伝達

配備が決定された場合、本部班は、直ちに配備体制を職員、関係機関に口頭、庁内放送、電話、防災行政無線等により伝達する。

■ 配備体制の伝達系統



第3 職員の動員

1. 動員の人数

各配備体制による動員される人員は次のとおりである。

■動員される職員

種 別	配 備 の 内 容	動 員 さ れ る 職 員
0号配備 (監視体制)	種々の情報を確認し、 1号配備をとるか判断する体制	町長、副町長、教育長、参事、総務課長、 街づくり推進課長、産業振興課長、学校 教育課長、防災安全課長、消防団長、 消防団副団長、各課必要な人員
1号配備 (準備体制)	情報収集、連絡活動を 主とし、一部、被害の 防止、救助活動ができ る体制	上記に加え、 企画政策課長、財務課長、総合窓口課長、 税務課長、福祉介護課長、子育て健康課 長、環境上下水道課長、出納室長、議会 事務局長 上記の者のほか担当課長を含む 交通指導隊長、全消防団員、各課必要な 人員
2号・3号配備 (警戒・非常体制)	全職員体制 【災害対策本部設置】	全職員、全交通指導隊員

2. 勤務時間内における動員

配備が決定した場合、活動責任者（各班の責任者）は、定められた配備に必要な人員を確認するとともに、高次の配備に移行することも考慮し、配備以外の職員の行動についても指示する。活動責任者不在の場合は、順次職制に従い対応する。

■職員の留意点

- ・常に災害に関する情報、災害対策本部関係の指示に注意すること。
- ・不急の行事、会議、出張等中止すること。
- ・所属長の指示により退庁とする。
- ・勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明らかにすること。
- ・自らの言動で町民に不安、誤解を与えないように留意すること。

3. 勤務時間外における動員

勤務時間外に災害が発生した場合、各職員は、配備基準に従い参集する。比較的軽微な場合は、電話、メール等による連絡があるが、大規模な場合は、配備基準により自主参集する。

■参集時の職員の心得

- ・ 参集手段は、徒歩又は自転車、自動二輪車等を利用すること。
- ・ 登庁する際の服装は、動きやすいものを着用すること。
- ・ 登庁にあたっては、3日分の食料、飲料水などを持参すること。
- ・ 参集途上において、災害発生現場を発見した場合は、防災機関に連絡すること。
- ・ 町民の生命を守る必要がある場合は、消防団、自主防災組織と連携し、緊急避難の誘導等の確な措置を講ずること。
- ・ 参集途上においては、登庁を第一としたうえで被害状況等をできる限り把握すること。

第4 動員状況の確認

活動責任者は、動員された所属職員を掌握し、本部班へ連絡する。なお、活動責任者が不在の場合は、順次職制に従い対応する。本部班は、動員状況を確認し、人員が不足する場合はさらに動員をかける。

災害が軽微な場合において、あらかじめ動員を任命されている職員が出張等による不在のため、動員職員が不足する場合は、所属職員のうち他の職員の動員を促す。

第5 自主防災組織との連携

災害が発生した場合、町職員は全力をもって応急対策活動にあたるが、災害の規模等の状況によっては、町職員だけでは対策に不備不足が生じる場合がある。そのため自主防災組織との連携を図り、おおむね次のとおり適切な応急対策活動を進める。

■自主防災組織との連携を図る活動

- ・ 風水害等による被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救助
- ・ 火災発生時における初期消火活動
- ・ 避難指示等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- ・ 要配慮者の保護、安全確保及び生活支援
- ・ 指定避難所の運営

第6 応援職員の要請

各班長は、災害対策活動を実施するにあたり、職員が不足する場合は、本部班に増員を要請する。本部班は、総務班と連携のうえ、他の班の職員を派遣するとともに、さらに不足する場合は、県へ職員等の派遣を要請する。

第7 配備の解除

町長は、区域内の水防警戒の必要がなくなったときは、配備の解除を発令するとともに、町民その他関係機関に通知するものとする。なお、配備解除を発令したときは、県西土木水防支部長を経由して県水防本部長に報告する。

第3節 水防活動

全班・本部班・消防団

<留意点>

町長は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき、水害の警戒、防御、被害の軽減するための必要な措置を行う。

風水害による被害を最小限に抑えるため、災害時における水防機関の活動体制を確立し、応急活動を実施する。

- ・ 消防関係機関、警察機関との連携を図ること。
- ・ 県水防計画との整合を図ること。

<活動概要>

時期	活動の流れ	内容・項目	担当班
事前 初動期 救援期	第1 警戒及び注意の喚起 ▼		全班 本部班
	第2 水防組織の確立 ▼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の出動区分 ・ 町の水防分担業務 	
	第3 通報・連絡・報告活動 ▼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測通報 ・ 通報する内容 ・ 三保ダム放流連絡 ・ 水防時における通信連絡 基本系統図（三保ダム放流関係） ・ 水防警報 ・ 決壊等の通報 ・ 水防てん末報告 	
	第4 監視・警戒 ▼		
	第5 水防活動用の警報、注意報の連絡 ▼		
	第6 観測通報 ▼		
	第7 取水堰及び水門等の操作 ▼		
	第8 資機材・車両の調達		

<活動>

第1 警戒及び注意の喚起

- (1) 日頃から洪水等により浸水が想定される区域等について、町民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努める。
- (2) 風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、町民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するよう努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (3) 伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、町民等への伝達に努める。なお、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町民等に伝達する。

第2 水防組織の確立

町長は、県水防本部長または県西土木水防支部長から町内に関する河川等の水防警報が発令されたとき、又は気象の状況、警報の発令状況、被害の状況等に応じて、本章第2節「配備・動員」の風水害対策における配備基準に基づく配備体制をとり、必要な人員を動員する。配備体制をとった場合、関係機関等との連携のもとに、被害の拡大防止のための活動を実施する。なお、動員の事務は、本部班が行う。

水防組織の中心である水防団は、消防団が兼務しており、水防における消防団の出動区分、町の水防業務分担は、次のとおりである。

■消防団の出動区分

区 分	内 容
0号配備	消防団本部（正副団長）が出動し状況を把握する。
1号配備	全員が出動し、水防活動に入る。

■町の水防分担業務

担 当	分 担 業 務
本部班	<ul style="list-style-type: none">・気象情報の収集及び関係機関との連絡・被害状況の総括・消防機関（小田原市消防本部、消防団）の出動要請等
計画整備班	<ul style="list-style-type: none">・水防作業の協力及び冠水道路の復旧・排水活動の協力要請及び用排水路の水量調節・交通規制（十文字橋の閉鎖）

担 当	分 担 業 務
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・水防警戒 ・水防及び排水活動並びに救出

第3 通報・連絡・報告活動

1. 観測通報

三保ダムは、発電・放電の他に貯水位の維持や洪水調節を行うため、放流する場合があります、その際には、川の水量が急激に増加となることがある。

町長は、洪水のおそれがある場合、又は洪水予報の通知を受けた場合、量水標の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた場合は、速やかに県西土木水防支部長を経由して知事に報告する。（水防法第12条）

■通報する内容

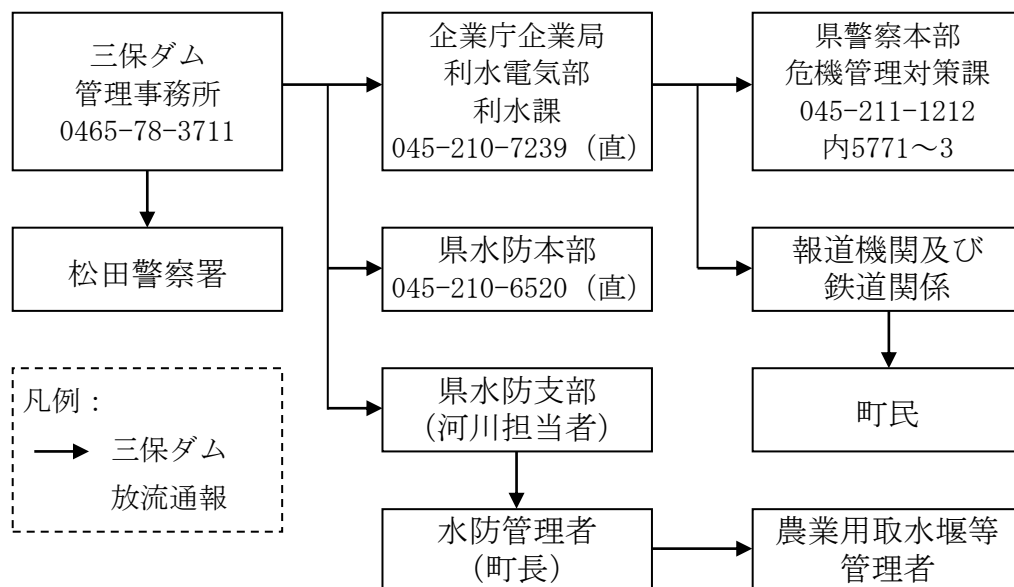
- ・水位が水防団待機水位（通報水位）以上にある間の1時間ごとの水位
- ・氾濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達したときの時刻
- ・最高水位とその時刻
- ・氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下まわったときの時刻

2. 三保ダム放流連絡

町長は、三保ダムの水が放流される旨連絡を受けた場合、必要に応じて、関係機関に連絡するとともに、町民に情報伝達を行う。なお三保ダムに関する放流連絡系統は、次のとおり。

■水防時における通信連絡基本系統図（三保ダム放流関係）

令和3年4月1日



3. 水防警報

県から酒匂川、要定川、仙了川の水防警報を受理した場合、町は、待機、準備、出動等の措置をとるとともに、必要に応じて、防災行政無線、広報車、水防信号、警鐘、サイレン信号、t v kデータ放送、緊急速報メール、自主防災組織、災害情報共有システム（Lアラート）、口頭伝達、インターネット等の必要な手段により、町民に伝達する。

水防警報の種類、内容及び発表基準、水防警報を行う河川、その区域、県水防信号は、資料編に示すとおりである。

4. 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずるべき事態が発生した場合、町長、消防団長は、直ちにその旨を県西土木水防支部、氾濫が予想される隣接市町、町民に通報する。

町長、消防団長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

（水防法第25・26条）

5. 水防てん末報告

町長は、水防活動終了後、3日以内に規定の様式により、県西土木水防支部長に報告する。

【資料 17-3】河川水位情報の通知及び周知を行う河川（県知事が行う河川）

【資料 17-4】水防警報の種類・内容・発表基準

【資料 17-5】県水防信号規則

【様式 35】水防管理団体実施状況報告

第4 監視・警戒

町長、消防団長は、随時区域内の河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに河川等の管理者に連絡して、必要な措置を行う。

なお、町内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所は資料編に示すとおりである。

第5 水防活動用の警報、注意報の連絡

町長は、横浜地方気象台から水防活動用の警報、注意報の通知を受けたときは、これを「水防時における通信連絡基本系統図」により町民及び農業用取水堰の管理者等（酒匂川右岸土地改良区）と連携を図り、取水堰の水門を閉めるなど、適切な管理及び操作を依頼する。

第6 観測通報

町長は県西土木水防支部長より通報のあった雨量、水位等の観測通報を水防活動に活用する。

第7 取水堰及び水門等の操作

水害の危険性がある場合、町長は、農業用取水堰等の管理者に適切な操作を依頼し、水害の防止に努める。町内の農業用取水堰、管理者等は、資料編に示すとおりである。

【資料 17-2】取水堰等

第8 資機材・車両の調達

町は、水防に必要な資機材を水防倉庫等に備蓄しているが、不足する場合は、民間業者から緊急調達する。緊急調達してもなお水防資機材に不足を生じたときは、県西土木水防支部に要請する。

水防活動に必要な車両は、町公用車、消防団所有車を用い、不足する場合は、民間業者から調達する。水防のために出動する車両には、水防標識を掲示する。

第4節 災害対策本部の設置

風水害により被害が発生した場合、又は被害が予想される場合、町長は町災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第1節災害対策本部の設置等」(P141)に準じて行う。

第5節 災害情報の収集・伝達・報告

災害情報の収集・伝達・報告については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第3節災害情報の収集・伝達・報告」(P152)に準じて行う。

第6節 消防・救出・救助活動

本部班・消防団・交通指導隊・小田原市消防本部

消防・救出・救助活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第5節消防・救出・救助活動」(P165)に準じるほか、次の風水害対策を行う。

第1 消防・救出・救助活動

- (1) 町は関係機関の協力のもと、風水害が発生した場合に傷病者の緊急度及び重傷(症)度に応じた適切な処置及び搬送を行うため、トリアージを実施し、傷病者の治療優先順位を決定する。
- (2) 町は、風水害により自衛隊が派遣された場合は、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡する。
- (3) 消防団は、必要に応じて小田原市消防本部の所轄の下に行動するものとし、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の被災者の救出・救護等のほか、各種消防活動を行うとともに、河川巡視と避難情報伝達等の水防活動を併せて行う。
- (4) 町民及び自主防災組織は、近隣において発災時初期段階での救出・救護活動への協力を行うとともに、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。
- (5) 事業所等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として事業所等内での救助・救急活動を行うとともに、可能な限り救助・救急活動を実施する各機関に協力する。

第7節 医療・救護活動

医療・救護活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第6節医療・救護活動」(P171)に準じて行う。

第8節 避難活動

本部班・広報情報班・税務住民班・福祉班・教育班・消防団・交通指導隊
避難活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2
章応急対策活動 第7節避難活動」(P175)に準じるほか、次の風水害対策を行う。

第1 風水害時の避難指示等発令基準

1. 風水害時の避難指示等の発令に際して

(1) 町長は、洪水等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、広報車、防災行政無線、町ホームページ、tvkデータ放送、緊急情報メール、自主防災組織、災害情報共有システム(Lアラート)等の方法により立退き又はその準備を指示する。また、その旨を遅滞なく松田警察署長に通知する。

町長は、関係者と協議のうえ、これに伴う必要な措置を講じる。

その主な内容は、次の事項を含むものとする。

- ・避難場所及びその責任者並びに収容人員
- ・避難の経路及び誘導方法
- ・避難場所への経路の標識及び照明設備

(2) 台風の接近や集中豪雨等に伴い、町民に対する避難のための高齢者等避難の発令や避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、避難指示等の発令対象区域については、安全な地域の居住者等までもが指定避難所に避難して混雑したりするなどのおそれから、可能な限り絞り込むことが重要である。また、町は、居住者等が、自宅・施設等が災害時において立退き避難が必要な場所なのか、屋内安全確保が可能な場所なのかをあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断できるよう、周知徹底を図るよう努める。

(3) 災害の状況に応じて避難指示等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保といった適切な避難行動を町民がとれるように努める。

(4) 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすることなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

2. 避難指示等の判断基準例(河川の氾濫の場合)

避難指示等の避難情報の発令にあたっては、次の例のほか、「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月[内閣府])」を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

(1) 酒匂川 (洪水予報指定河川)

判断基準地点	避難情報	判断状況
平山水位観測所 松田水位観測所 【参考】 ※三保ダムの放流量も考慮する。	【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ・酒匂川の平山水位観測所（山北町）：4.80m ・酒匂川の松田水位観測所（松田町）：2.80m
	【警戒レベル4】 避難指示	1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 ・酒匂川の平山水位観測所（山北町）：6.00m ・酒匂川の松田水位観測所（松田町）：3.80m
	【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。
	注意事項	・避難指示等の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	・解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。 ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。	

参考

基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
平山水位観測所	2.00m	3.00m	4.80m	6.00m
松田水位観測所	1.40m	2.30m	2.80m	3.80m

(2) 要定川

判断基準地点	避難情報	判断状況
土堀田橋水位観測所	【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 ・要定川の土堀田橋水位観測所（開成町）：1.20m
	【警戒レベル4】 避難指示	1：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 ・要定川の土堀田橋水位観測所（開成町）：1.40m
	【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。
	注意事項	・避難指示等の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。

判断基準地点	避難情報	判 断 状 況		
	避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。 		
参考				
基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
土堀田橋水位観測所	0.90m	1.10m	1.20m	1.40m

3. 浸水想定区域における避難の確保

(1) 洪水予報に関する情報等の伝達方法

浸水想定区域における要配慮者施設、町民等への洪水予報に関する情報等の伝達は、災害の状況に応じ、要配慮者などの状況に配慮して、次のような手段を用いて行う。

- ・防災行政無線
- ・広報車は、原則として町所有の広報車を使用するものとし、松田警察署その他防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て実施する。
- ・その他広報手段として、電話、町ホームページ、tvkデータ放送、緊急情報メール、自主防災組織、災害情報共有システム（Lアラート）、口頭等可能な手段を適宜活用するとともに必要に応じボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 避難に関する事項の内容

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、次の事項を広報・周知する。

- ・避難を要する理由
- ・対象地域
- ・避難先とその場所
- ・避難経路
- ・その他避難に関する注意事項

第2 避難行動

1. 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- (1) 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか。
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか(避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等)。
- (3) どのタイミングで避難行動をとれば良いか。

2. 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

（1）立退き避難

災害リスクのある区域の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

（2）屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域に存する自宅・施設等においても上階への移動により、身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が洪水ハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

（3）緊急安全確保

安全な場所への「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、避難をしなかった又は避難することができなかった場合に、可能な限り命の危険から身の安全を確保するため、相対的に安全である場所へ直ちに移動等を行うことが「緊急安全確保」である。

第9節 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第8節自衛隊の派遣要請」（P186）に準じて行う。

第10節 県・広域への応援要請・相互協力

県・広域への応援要請・相互協力については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第9節県・広域への応援要請・相互協力」（P190）に準じて行う。

第11節 遺体の捜索・収容・火葬等

遺体の捜索・収容・火葬等については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第10節遺体の捜索・収容・火葬等」（P194）に準じて行う。

第12節 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の応急復旧については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時
応急対策計画 第2章応急対策活動 第11節ライフライン施設の応急復旧」(P197)
に準じて行う。

第13節 飲料水・食料・生活必需品の供給

飲料水・食料・生活必需品の供給については、「第2編地震災害対策編 第2部災
害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第12節飲料水・食料・生活必需品の供給」
(P201)に準じて行う。

第14節 道路の確保

道路の確保については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第
2章応急対策活動 第13節道路の確保」(P210)に準じて行う。

第15節 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策
計画 第2章応急対策活動 第16節防疫・保健衛生活動」(P220)に準じて行う。

第16節 廃棄物処理対策

廃棄物処理対策については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画
第2章応急対策活動 第17節廃棄物処理対策」(P223)に準じて行う。

第17節 住宅対策

住宅対策については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2
章応急対策活動 第18節住宅対策第2～第8」(P227)に準じて行う。

第18節 災害救助法の運用等

災害救助法の運用等については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第20節災害救助法の運用等」(P238)に準じて行う。

第19節 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第22節ボランティアとの連携」(P243)に準じて行う。

第20節 義援金品の受付・配分

義援金品の受付・配分については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第23節義援金品の受付・配分」(P246)に準じて行う。

第21節 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策

新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第28節新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策」(P257)に準じて行う。

